

## 製造業種向け補助金等支援制度一覧

活用時期	種類	所管	事業名	対象経費	交付要件	補助率	備考（募集状況等）
立地する時	設備投資補助	国	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	以下の施設における施設・設備等の設置経費（用地取得費も対象） ①工場 ②物流施設 ③試験研究施設 ④コールセンター等の対事業者サービス業の施設 ⑤知事が特に認める施設	①新規地元雇用者数3人以上 ②最低投下固定資産額5,000万円以上 ③平成30年3月末までに事業が完了すること	①避難指示解除準備区域・居住制限区域（小高区）3/4以内 ②旧緊急時避難準備区域（原町区）2/3以内 ③その他の地域（鹿島区）1/2以内 ※補助上限30億円	（5次募集） 平成27年9月30日（水）正午まで
立地する時	設備投資補助	県	ふくしま産業復興企業立地補助金	以下の施設における機械設備の設置等経費 ①工場 ②物流施設 ③試験研究施設 ④コールセンター等の対事業者サービス業の施設	①新規地元雇用者数5人以上 ②最低投下固定資産額1億円以上 ③平成30年3月末までに事業が完了すること	①避難指示解除準備区域・居住制限区域（小高区）3/4以内 ②旧緊急時避難準備区域（原町区）1/2以内 ③その他の地域（鹿島区）1/3以内 ※補助上限10億円	（8次募集） 平成27年10月30日（金）正午まで
立地する時	設備投資補助	市	南相馬市企業立地助成金	以下の施設における施設・設備の設置経費 ①工場 ②研究、試験又は開発施設 ③流通関連施設 ④環境関連施設	企業立地助成金 ・操業開始日から1年以内に常時雇用者を3名以上（過半数は市内に住所を有する者）雇用すること ・投下固定資産総額が3,000万円以上であること ・敷地面積1,000㎡以上の用地を取得、若しくは建築面積500㎡以上の工場・施設を取得し3年以内に操業開始すること	新規雇用の人数に応じ、20/100～40/100以内 ※補助上限2億円	
立地する時	雇入費用補助	県	ふくしま産業復興雇用支援助成金	①雇入費助成 ②移転費助成	①雇入費助成 ・H23.11.21以降且つ補助金・融資の採択後、支給申請の提出期限までに雇用した労働者 ・雇用期間の定めのない労働者又は1年以上の有期雇用の労働者 ・雇用保険の一般被保険者として雇用した労働者 ②移転費助成 ・領収書に基づく額の算定	①雇入費助成 1人当たり3年間で最大225万円（補助上限2,000万円） ②移転費助成 1人当たり最大30万円まで（補助上限300万円）	平成28年1月15日（金）まで ※応募状況により打ち切りあり
立地した後	研究開発補助	国	ものづくり・商業・サービス革新補助金	試作品・生産プロセスの改善・新サービス開発に係る事業経費	①革新的サービス 革新的な役務提供等を行う、3～5年の計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画 ②ものづくり技術 「中小ものづくり高度化法」12分野の技術を活用した事業 ③共同設備投資 複数の事業者で①の数値目標を達成する計画であること	①革新的サービス 2/3以内（補助上限1,000万円） ②ものづくり技術 2/3以内（補助上限1,000万円） ③共同設備投資 2/3以内（補助上限5,000万円：1社当たり500万円）	今年度2回目の募集まで終了
立地した後	設備投資補助	市	南相馬市数値制御装置付き工作機械等購入費助成金	数値制御装置付き工作機械等の購入に要した経費 ・NC工作機械 ・CAD/CAMソフト	左記設備を導入したこと	1/3以内（補助上限500万円）	随時募集中 ※設備取得（支払）後30日以内が申請期限

活用時期	種類	所管	事業名	対象経費	交付要件	補助率	備考(募集状況等)
立地した後	人材育成補助	市	南相馬市基盤技術産業製造業技術者育成費用助成金	・CAD/CAMの研修費用 ・数値制御装置付き工作機械のプログラム又は操作研修費用	左記研修が修了したこと	1/2以内 (補助上限20万円)	随時募集中 ※研修修了(支払)後30日以内が申請期限
立地した後	研究開発補助	市	南相馬市基盤技術産業高度化支援事業補助金	試作品開発のために要した経費(機械装置費・原材料費等)	製品の開発及び改良に関する試作品開発で、(補ゆめサポート南相馬がコーディネートしたもの)	1/2以内 (補助上限500万円) ※1事業者1回限り	随時募集中
立地した後	研究開発補助	市	南相馬市産学官連携研究開発支援事業補助金	・製品の開発及び改良に関する研究費用 ・技術の開発及び改良に関する研究費用 ・製造方法又は生産方法の開発及び改良に関する研究費用	大学等と共同での研究等を行うこと	1/2以内 (補助上限50万円)	随時募集中
立地した後	設備投資補助	市	南相馬市ロボット機器導入促進事業補助金	事業用としてロボット機器を導入する際の費用(リース・レンタルを含む)	以下の全てに該当するロボット機器を導入すること ・既に製品化された又は試作段階のロボット機器で、実証事業により製品化される予定のもの ・パワーアシストロボット機器、介護・医療用ロボット機器、遠隔操作ロボット機器等 ・南相馬ロボット産業協議会の会員事業所等が開発・製造に携わるロボット機器	1/2以内 (補助上限100万円) ※1事業者につき同1年度内に1回限り	随時募集中
立地した後	雇入費用補助	市	南相馬市就職者応援事業奨励金	奨励金	平成26年度以降に「市内民間事業所」に就職し、1年以上の雇用が見込まれ、市内民間事業所での勤務期間が6カ月経過すること	定額 (1人当たり10万円)	勤務した日から1年以内
活用時期	種類	所管	制度名称	支援内容	適用要件	申請期限	
立地する時	利子補給	国	復興特区支援利子補給金	事業を実施するにあたり必要な資金の融資に対して利子補給を行う ・利子補給期間は貸付から5年間 ・利子補給率0.7%以内 ・利子補給金の交付先は貸付金融機関	・実施する事業内容により、市内における同業種の売上高や従業員数など占有率の要件あり ・融資合計額が3億円以上であること(借入先金融機関は複数でも可) ・つなぎ融資は対象外	(第2回) 平成27年9月7日募集終了 ※概ね4半期毎に募集	
立地した後	税制優遇	県	福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例	①避難対象雇用者等を雇用した場合 ・給与等支給額の20%を税額控除 ②機械・装置を取得した場合 ・即時償却又は取得価額の15%を税額控除 ③建物・附属設備・構築物を取得した場合 ・特別償却25%又は取得価額の8%を税額控除 ※その他、県税(事業税・不動産取得税)や市税(固定資産税)の減免制度あり ※①～③は選択適用で併用不可	(既存事業者) ・避難解除区域等において、事業用設備等への投資や雇用を行うこと ・「避難指示の対象となった区域」に平成23年3月11日において事業所が所在していたこと (新規事業者) ・「避難解除等区域復興再生事業」を実施する個人事業者又は法人であること ・企業立地促進区域内において、事業用設備等への投資や雇用を行うこと	(従業員の給与と支給額に関する税額控除) ・旧緊急時避難準備区域:H28.6.9(新規事業者) ・旧警戒区域:避難指示解除後3年(事業用資産の取得に関する税額控除) ・旧緊急時避難準備区域:H28.9.29(既存事業者) H30.6.9(新規事業者) ・旧警戒区域:避難指示解除後5年	
立地した後	税制優遇	市	東日本大震災復興特別区域法に基づく課税の特例(復興産業集積区域)	①被災雇用者等を雇用した場合 ・給与等支給額の10%を税額控除 ②機械・装置を取得した場合 ・即時償却又は取得価額の15%を税額控除 ③建物・附属設備・構築物を取得した場合 ・特別償却25%又は取得価額の8%を税額控除 ④開発研究用資産を取得した場合 ・即時償却及び即時償却したうち12%を税額控除 ⑤再投資準備金を積み立てた場合 ・積立額の損金算入及び再投資した場合の即時償却 ※⑤は新設法人のみ対象 ※その他、県税(事業税・不動産取得税)や市税(固定資産税)の減免制度あり ※①～③、④は選択適用で併用不可	・復興産業集積区域において、事業用設備等への投資や雇用を行うこと	・H28.3.31(共通)	